

測量法

1. 案内情報

- ①手続名 : 測量成果又は測量記録の謄本、抄本の交付
- ②手続根拠 : 測量法第28条第1項、42条第2項、同施行令第9条
- ③手続対象者 : 測量成果又は測量記録の謄本、抄本の交付を求めようとする者
- ④提出時期 : 測量成果又は測量記録の謄本、抄本の交付を申請するとき
- ⑤提出方法 : 測量成果・測量記録の謄本・抄本交付申請書を作成し、手数料を収入印紙により申請書に貼付し国土地理院地理空間情報部情報サービス課又は各地方測量部・支所へ提出してください。
- ⑥手数料 : あり
- ⑦添付書類・部数 : 場合により内訳書・1部
- ⑧申請書様式 : 測量成果・測量記録の謄本・抄本交付申請書
- ⑨記載要領・記載例 : 提出先となる窓口にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ①提出先 : 地理空間情報部情報サービス課 0298-64-5956, 5957
北海道地方測量部 011-709-2311
東北地方測量部 022-295-8611
関東地方測量部 03-5213-2055
北陸地方測量部 076-441-0933
中部地方測量部 052-961-5696
近畿地方測量部 06-6941-4850
中国地方測量部 082-221-9762
四国地方測量部 087-861-9889
九州地方測量部 092-411-8777
沖縄支所 098-855-2595
- ②受付時間 : 9時から17時（12時から13時は昼休み）
- ③相談窓口 : 提出先となる地理空間情報部情報サービス課又は各地方測量部・支所

3. 手続情報

- ①審査基準 :
- ②標準処理時間 :
- ③不服申立方法 :

測量成果の謄本 測量記録の抄本 交付申請書

測量法第28条の規定により下記のとおり 測量成果の謄本
測量記録の抄本 の交付を申請します。

平成 年 月 日

申請者 住 所.....

氏 名.....

国土地理院長 殿

使 用 目 的					
郵送のときのあて先	〒 TEL				
測量成果又は 測量記録の種類	該 当 す る 5 万分の 1 地形図名	謄本又は抄本	数 量	手 数 料	
				単 価	小 計
計					
収入印紙貼付欄 (消印してはならない)					

- 記載要領
- ① 測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。
 - ② 郵送希望のときは、別に郵便切手を添えること。
 - ③ 地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。